

## 質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名)8国補橋委第1号下広岡地区外橋梁点検業務委託

NO.	質問事項	回答
1	使用している積算基準は「道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)」(令和7年4月 国土交通省総道路局)でしょうか。そうでない場合は使用している積算基準をご教示ください。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局を使用しています。
2	点検調書作成で使用している積算基準をご教示ください。	見積により採用した歩掛です。
3	本案件について、見積単価及び見積歩掛を採用されている項目がありましたら、その「項目名」及び「採用された単価、歩掛」をすべてご教示ください。	下記項目は見積単価を採用しています。 ・ゴムボート賃料 ・リフト車賃料(高所作業車30m)  下記項目は見積歩掛を採用しています。 ・点検調書作成:2回目以降・算出無(15m以下) ・点検調書作成:2回目以降・算出無(15mを超え50m以下) ・点検調書作成:2回目以降・算出無(50mを超え100m以下) ・高所作業車(作業床高さ30m)
4	積算基準日をご教示ください。	令和8年(2026年)4月1日です。
5	高所作業車の運転一日当たり代価表の運転手、賃料については、橋梁点検車の歩掛を準用されていますでしょうか。そうでない場合は数量をご教示ください。	橋梁点検車の歩掛を準用しています。
6	高所作業車賃料の単価をご教示ください。	物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用しています。
7	高所作業車(作業床高さ30m)の作業日数は何日でしょうか。	積算上の条件としては、1日を見込んでいます。

8	ゴムボート賃料の単価をご教示ください。	見積により採用した単価は、公表していません。
9	ゴムボートの作業日数をご教示ください。	積算上の条件としては、1日を見込んでいます。
10	旅費交通費の積算は、「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)」で解してよろしいでしょうか。	旅費交通費の積算は、「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)」で積算しています。
11	旅費交通費の積算が「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)」で積算されている場合、区分についてご教示ください。	「調査、計画業務」の区分です。
12	電子成果品作成費の積算は、「概略設計、予備設計又は詳細設計」、「その他の設計」のどちらを採用されておられますでしょうか。	電子成果品作成費の積算は、「その他の設計」で積算しています。
13	橋梁点検車(積載質量200kg)が賃料として計上されていますが、橋梁点検車(積載質量200kg)の型式についてご教示ください。	型式について指定はありません。
14	リフト車(高所作業車30m)が賃料として計上されていますが、リフト車(高所作業車30m)の型式についてご教示ください。	型式について指定はありません。
15	本業務の設計で使用した積算基準(歩掛)等の名称をご教授願います。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局を使用しています。
16	本工事内訳書の下記項目について、積算上の「日数」をご教示いただけますでしょうか。 ・高所作業車(作業床高さ30m) ・ボート	積算上の条件としては、どちらも1日を見込んでいます。

17	本工事内訳書の「旅費交通費」について、積算上の区分は「調査、計画業務(直接人件費×1.49%)」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、旅費交通費の積算は、「調査、計画業務」で積算しています。
18	本工事内訳書の「電子成果品作成費」について、積算上の区分は「その他の設計業務(5.1×直接人件費(千円)×0.38)」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、電子成果品作成費の積算は、「その他の設計業務」で積算しています。
19	本工事内訳書の第0027号代価表「点検調書作成:2回目以降・算出無(15m以下)」～第0029号代価表「点検調書作成:2回目以降・算出無(50mを超え100m以下)」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	見積により採用した歩掛です。
20	本工事内訳書の第0027号代価表「点検調書作成:2回目以降・算出無(15m以下)」～第0029号代価表「点検調書作成:2回目以降・算出無(50mを超え100m以下)」について、積算上適用された「補正条件」及び「補正率算出のために使用した数量」を全てご教示いただけますでしょうか。	見積により採用した歩掛は公表していません。
21	本工事内訳書の第0035号代価表「橋梁点検車」及び第0037号代価表「橋梁点検車」の「橋梁点検車:賃料」について、積算上、「長期割引」を適用されていますでしょうか。	長期割引は適用していません。
22	本工事内訳書の第0038号代価表「高所作業車(20m以下)」, 第0040号代価表「高所作業車(30mを超え50m以下)」, 第0042号代価表「高所作業車(50mを超える)」について、積算上の「日数」は「令和7年4月版 道路橋定期点検業務積算資料(暫定版) 10頁2.(1)機械経費橋梁点検車」に基づいて計上されていますでしょうか。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.10「(1)機械経費橋梁点検車」に基づいて計上しています。
23	本工事内訳書の第0038号代価表「高所作業車(20m以下)」, 第0040号代価表「高所作業車(30mを超え50m以下)」, 第0042号代価表「高所作業車(50mを超える)」について、上記と異なる場合、積算上の「10橋当り日数」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.10「(1)機械経費橋梁点検車」に基づいて計上しています。

24	<p>本工事内訳書の第0039号代価表「高所作業車:運転一日当たり(20m以下)」、第0041号代価表「高所作業車:運転一日当たり(30mを超え50m以下)」、第0043号代価表「高所作業車:運転一日当たり(50mを超える)」の「運転手(一般)」、「高所作業車:賃料」について、積算上の「1日当り数量」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.10「(1)機械経費 橋梁点検車」に基づいて計上しています。</p>
25	<p>本工事内訳書の第0039号代価表「高所作業車:運転一日当たり(20m以下)」、第0041号代価表「高所作業車:運転一日当たり(30mを超え50m以下)」、第0043号代価表「高所作業車:運転一日当たり(50mを超える)」の「高所作業車:賃料」について、積算上、「長期割引」を適用されていますでしょうか。</p>	<p>長期割引は適用していません。</p>
26	<p>本工事内訳書の第0044号代価表「高所作業車(作業床高さ30m)」の「運転手(特殊)」、「リフト車賃料」について、積算上の「1日当り数量」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>見積により採用した歩掛は公表していません。</p>
27	<p>本工事内訳書の第0044号代価表「高所作業車(作業床高さ30m)」の「リフト車賃料」について、積算上の「規格(〇〇デッキ, 〇〇型等)」を適用されていますでしょうか。</p>	<p>トラック架装リフト、バスケット型を見込んでいます。</p>
28	<p>本工事内訳書の第0044号代価表「高所作業車(作業床高さ30m)」の「リフト車賃料」について、積算上、「長期割引」を適用されていますでしょうか。</p>	<p>長期割引は適用していません。</p>
29	<p>本工事内訳書の第0045号代価表「ボート」の「ゴムボート賃料」について、積算上適用された「単価の引用図書(書籍名, 頁数, 図書上の項目名, 割引等の補正率)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>見積により採用した単価です。</p>
30	<p>本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>下記項目は見積歩掛を採用しています。  ・点検調書作成:2回目以降・算出無(15m以下)  ・点検調書作成:2回目以降・算出無(15mを超え50m以下)  ・点検調書作成:2回目以降・算出無(50mを超え100m以下)  ・高所作業車(作業床高さ30m)  なお、見積により採用した歩掛は公表していません。</p>

31	本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。	下記項目は見積単価を採用しています。 ・ゴムボート賃料 ・リフト車賃料(高所作業車30m) なお、見積により採用した単価は公表していません。
32	本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。	積算基準書に記載のない独自の補正率を採用している項目はありません。
33	本工事費内訳書の機械経費「高所作業車(作業床高さ30m)及び「ボート:一日当たり」の数量が未記入となっております。数量をご教示いただけますでしょうか。	積算上の条件としては、どちらも1日を見込んでいます。
34	本工事費内訳書の第0001号代価表「橋梁定期点検業務(特定の溝橋等, 橋長2m以上5m以下)」～第0026号代価表「計画準備10m程度(50mを超える)」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.6「計画準備」 P.7「定期点検」 P.8「報告書作成」 を適用しています。
35	本工事費内訳書の第0027号代価表「点検調査作成:2回目以降・算出無(15m以下)」～第0029号代価表「点検調査作成:2回目以降・算出無(50mを超え100m以下)」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	見積により採用した歩掛です。
36	本工事費内訳書の第0034号代価表「橋梁点検車(橋長15mを超え20m以下)」～第0037号代価表「橋梁点検車:運転一日当たり(30mを超え50m以下)」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.10「機械経費」を適用しています。
37	本工事費内訳書の第0038号代価表「高所作業車(20m以下)」～第0044号代価表「高所作業車(作業床高さ30m)」について、積算上適用された「歩掛の掲載図書(基準書名, 頁数, 基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	第0038号代価表「高所作業車(20m以下)」～第0043号代価表「高所作業車:運転一日当たり(50mを超える)」については、道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)令和7年4月 国土交通省 道路局 P.10「機械経費」を準用して算出しています。 第0044号代価表「高所作業車(作業床高さ30m)」については、見積により採用した歩掛です。

38	<p>本工事費内訳書の「橋梁点検車:賃料積載質量200kg」、「高所作業車:賃料ブーム型8~10m」、「リフト車賃料:高所作業車30m」、「ゴムボート賃料」、「軽油」について、各々の採用単価につきましては、物価版、積算資料、茨城県土木工事等建設資材単価表等何を使用しているか、それぞれご教示いただけますでしょうか。また、採用月は何月でしょうか。</p>	<p>「橋梁点検車:賃料積載質量200kg」、「高所作業車:賃料ブーム型8~10m」については、建設物価、積算資料を使用しています。採用月は令和8年(2026年)4月です。 「軽油」については、茨城県土木部 実施用単価を使用しています。採用月は令和8年(2026年)4月です。 「リフト車賃料:高所作業車30m」、「ゴムボート賃料」については、見積により採用した単価です。</p>
39	<p>本工事費内訳書の「旅費交通費」については率計上されているのでしょうか。率計上されている場合の積算上の区分は(調査、計画業務)として計上されているのでしょうか御教示願います。</p>	<p>「調査、計画業務」の区分で率計上しています。</p>
40	<p>本工事費内訳書の「電子成果品作成費」については率計上されているのでしょうか。率計上されている場合の積算上の区分は電子成果品作成費(その他の設計業務)で計上されているのでしょうか御教示願います。</p>	<p>「その他の設計業務」の区分で率計上しています。</p>
41	<p>点検結果を取りまとめる点検記録様式は、道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)(令和6年3月 国土交通省道路局)にある様式1~様式3のみでしょうか。あるいは、上記の様式に加えて独自の点検記録様式を作成する必要がある場合は、その様式を提示いただけますでしょうか。</p>	<p>点検記録様式は、道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)令和6年3月 国土交通省 道路局にある様式1~様式3が必要になります。 別途、点検調書として、橋梁点検の手引書 令和6年7月 茨城県 土木部 道路維持課 一般財団法人 茨城県建設技術公社にある様式1-1、2-1、2-2、2-3の作成が必要になります。</p>